

住居表示とは

・住居表示は、住所専用の番号『住所番号』を付番し、住所を設定します。

住居表示区域の住所の表し方

町名	街区番号	住居番号
(例) 若葉町一丁目	3	33号

尾花沢市 若葉町一丁目 3番 33号

住居の届

○届出が必要な方

- 1) 新築された方
- 2) 建て替えをされた方
- 3) 建物の入り口を変更された方

○届出に必要なもの

- 1) 建物一階部分の配置図面
- 2) 印鑑

○届出時期

- 1) 建物の出入口（玄関）が確認できるようになったら

○届出時期

- 1) 市役所 市民税務課 市民生活係
- 2) 午前8時30分～午後5時15分

住居表示が必要な地区

- 中町
- 若葉町一丁目～四丁目
- 新町一丁目～五丁目
- 新町中央
- 上町一丁目～六丁目
- 横町一丁目・二丁目
- 臈気一丁目
- 北町一丁目・二丁目
- 禁町一丁目～四丁目